

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

### 告示

○土地改良区の役員の退任の届出……………	(農業施設管理課)	17
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	17
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	17
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	17
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	18
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	19
○道路の供用の開始……………	(道路課)	19
○堤防と林道との兼用工作物の管理の方法の決定……………	(河川課)	19
○土砂災害警戒区域の指定……………	(砂防災害課)	19
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(砂防災害課)	19
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	(職員事務課)	20
○特定調達契約に係る入札の公告……………	(職員事務課)	21

### 総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	22
------------------------	----

### 道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件)……………	22
----------------------------	----

## 告示

### 北海道告示第183号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、知内土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成26年3月14日

北海道知事 高橋 はるみ

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成26. 2.25	理事	大嶋 貢	上磯郡知内町字重内65番地

### 北海道告示第184号

平成26年3月14日(金曜日)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、道営土地改良(厚沢部地区中山間地域総合整備(農業用排水施設、区画整理、客土、暗渠排水、農用地改良保全)事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道檜山振興局に備え置いて、平成26年3月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道告示第185号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成26年3月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 浦河郡浦河町字井寒台160(次の図に示す部分に限る。)
  - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 北海道告示第186号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年3月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 利尻郡利尻町・礼文郡礼文町(以上2町について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 礼文郡礼文町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 礼文郡礼文町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 雪崩の危険の防止

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第187号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年3月14日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 白老郡白老町・勇払郡厚真町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

厚真町（次の図に示す部分に限る。）、白老町

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 白老郡白老町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 天塩郡豊富町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 勇払郡厚真町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第188号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成26年3月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 紋別市・釧路郡釧路町・島牧郡島牧村（以上1市1町1村国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 紋別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに紋別市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 仁別大曲線	北広島市大曲287番5地先から 同市大曲287番7地先まで	平成26. 3.14

#### 北海道告示第190号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と林道との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成26年3月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 河川の名 二級河川チョロベツ川水系チョロベツ川
- 2 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置 釧路郡釧路町昆布森4丁目12番地先から同町昆布森1丁目229番地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所 氏名 林道管理者 釧路町長 佐藤 広高  
住所 釧路郡釧路町別保1丁目1番地
- 5 管理の内容 (1) 林道専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、林道の附属物その他の専ら林道の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（林道の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕  
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持  
(3) 原則として林道専用施設に係る災害復旧
- 6 管理期間 平成26年3月14日から林道の存続する日まで

#### 北海道告示第191号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年3月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号 元村川（I-63-0170）
- 2 土砂災害警戒区域の表示 利尻郡利尻町仙法志字元村（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第192号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災

害特別警戒区域として指定する。

平成26年3月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
利尻元村1 (I-6-68-2403)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
利尻郡利尻町仙法志字元村 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
利尻元村2 (I-6-69-2404)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
利尻郡利尻町仙法志字元村 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
釧路春採1 (I-9-45-2766)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
釧路市春採2丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
釧路春採3 (I-9-46-2767)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
釧路市春採2丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
釧路春採1丁目 (I-9-47-2768)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
釧路市春採1丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
釧路紫雲台1 (I-9-58-2779)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
釧路市紫雲台 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第193号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成26年3月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 資格及び調達をする特定役務の種類  
平成25年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。
  - (1) 契 約 平成26年3月14日に一般競争入札の公告を行う北海道庁物品託送業務契約
  - (2) 資 格 北海道庁物品託送業務の資格(以下「資格」という。)
  - (3) 特定役務の種類 北海道庁物品託送業務
- 2 資 格 要 件  
平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

- (1) 平成26年1月1日現在において引き続き1年以上運送業務を営んでいること。
- (2) 平成26年1月1日を基準日とし、過去2年間に、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (3) 道が契約する地域に向けた運送が確保できること。
- (4) 航空便の取扱いができること。
- (5) 宅配便の貴重品の取扱いができること。
- (6) 業務量に見合う人員を午前8時45分から午後5時までの間、指定施設（荷物発送室）に常駐させることができること。

また、繁忙期には、その業務量に見合う人員を配置することができること。

### 3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会については、当該組合又はその連合会が次のいずれかに該当するときは、2に掲げる営業年数等の要件は、適用しない。

また、(1)に該当する場合は、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

### 4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成26年3月14日から同月20日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。（送付による場合は、同月18日までに必着）

(2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道出納局集中業務室職員事務課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

### 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

### 北海道告示第194号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年3月14日

北海道知事 高橋 はるみ

### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 北海道庁物品託送業務（各単位当たりの単価）

イ 調達予定数量      メール便      90,288個

宅配便      91,125個

(2) 調達をする特定役務の仕様等      入札説明書による。

(3) 契約期間      平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 履行場所      入札説明書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

平成26年北海道告示第193号に規定する北海道庁物品託送業務の資格を有すること。

### 3 契約条項を示す場所

北海道出納局集中業務室職員事務課

### 4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所      札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎地下1階 職員事務課打合室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局集中業務室職員事務課）

(2) 入札日時      平成26年3月28日 午前10時（送付による場合は、同月26日までに必着）

(3) 開札場所      (1)に同じ。

(4) 開札日時      (2)に同じ。

### 5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

### 6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所      3に同じ。

(2) 交付方法      (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道出納局集中業務室職員事務課のホームページ

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/skj/index.htm>) においてダウンロードすることができる。

- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 9 その他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。  
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道出納局集中業務室職員事務課  
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目  
電話番号 011-204-5057

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

a Mail Service 90,288

b Home Delivery 91,125

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 28, 2014

(If mailed, bids must arrive no later than March 26, 2014)

C Contact : Officials Administration Division, Office of Centralized Affairs, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588  
Japan

Phone : 011-204-5057

総合振興局告示及び振興局告示

北海道後志総合振興局告示第39号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年3月14日

北海道後志総合振興局長 宮川 秀明

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの基本料金の単価及び1枚当たりの単価）及び数量
- (1) フルカラー複合複写機の賃貸借 1台 一式  
(2) 複合複写機の賃貸借 1台 一式

- 2 落札を決定した日  
平成26年2月21日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1)ア 氏 名 株式会社川端文化堂  
イ 住 所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目
- (2)ア 氏 名 有限会社平和事務機  
イ 住 所 虻田郡倶知安町北3条東2丁目
- 4 落札金額
- (1) 基本料金 18,800円  
複写料金（モノクロ） 3.3円  
複写料金（フルカラー） 15円
- (2) 基本料金 14,800円  
複写料金 3.3円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成26年1月24日付け北海道後志総合振興局告示第7号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道後志総合振興局産業振興部水産課  
(2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

道教育庁教育局告示

北海道教育庁後志教育局告示第15号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年3月14日

北海道教育庁後志教育局長 菅 原 行 彦

- 1 落札等に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量  
学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 126台分 一式
- 2 落札を決定した日  
平成26年3月5日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 N T Tファイナンス株式会社  
(2) 住 所 東京都港区芝浦1丁目2番1号
- 4 落札金額

522,936円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年1月24日付け北海道教育庁後志教育局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

---

**北海道教育庁オホーツク教育局告示第14号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年3月14日

北海道教育庁オホーツク教育局長 千葉 俊 文

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 210台 一式

2 落札を決定した日

平成26年3月4日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 東京センチュリーリース株式会社
- (2) 住所 東京都千代田区神田練堀町3番地

4 落札金額

687,200円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年2月7日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
  - (2) 所在地 網走市北7条西3丁目
-